

# 国民健康保険の届け出を忘れずに！

## 1 社保（職場の健康保険等）に加入または社保から脱退した場合は届け出が必要です

社保の加入または脱退の際には、国保（国民健康保険）の脱退または加入の届け出が必要です（被扶養者も含む）。

社保に加入しても、職場では国保をやめる手続きは行いませんので、忘れずに届け出をお願いいたします。また、マイナ保険証をお使いの場合でも国保の切り替え手続きは従来どおり必要となりますのでご注意ください。

こんなとき		必要な書類	共通して必要なもの
国保に加入する	社保を脱退した（退職した）	健康保険等資格喪失証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人と対象者のマイナンバーが分かるもの</li> <li>届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）</li> </ul>
	家族の社保の被扶養者でなくなった		
国保を脱退する	社保に加入した（就職した）	国保の資格確認書等（手元にない場合は不要）	
	家族の社保の被扶養者になった	社保の資格確認書または資格情報のお知らせ（未交付の時は健康保険等資格取得証明書）	

※つがる市国保の資格喪失後に、医療機関を受診した場合、保険給付分（7～10割）を返還請求させていただく場合があります。

マイナンバーカードをお持ちの方は「ぴったりサービス」によるオンライン手続き（国保の加入・脱退手続き）も可能です。窓口に来庁は不要で、土日祝日関係なく申請ができます（ただし市の申請受付確認は、窓口受付時間内に限ります）。



国保に加入するとき



国保を脱退するとき

## 2 進学で転出する際の手続きについて

現在つがる市の国保に加入している方が、進学のため市外に転出する場合（家族からの経済的援助を受ける場合に限る）は、届け出をすることによって転出先でも引き続きつがる市の国保を使って病院を受診することができます。（以下、マル学）

マル学の資格を持つ方は、つがる市の世帯の国保加入者として取り扱います。新年度も学生である場合はマル学の更新が必要です。在学中の毎年4月に手続きをしてください。

なお、退学または社会保険等に加入した場合には、つがる市の国保を脱退する手続きが別途必要になります。

こんなとき	必要な書類	共通して必要なもの
進学で転出（マル学）	国保の資格確認書等、在学証明書（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人と対象者のマイナンバーが分かるもの</li> <li>届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）</li> </ul>
マル学更新（在学中毎年4月に更新）	新年度の在学証明書（写し可）	
退学	国保の資格確認書等、退学したことが分かるもの	
社保に加入	国保の資格確認書等、社保の資格確認書または資格情報のお知らせ（未交付の時は健康保険等資格取得証明書）	

※国保年金課での各種手続きの際は、対象者と別世帯の方が手続きする場合、委任状が必要です。

委任状は市ホームページからダウンロードまたは窓口で配布しております。

【問い合わせ先】国保年金課 電話42-2111（内線271）

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

# 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の手当額が変わります

令和7年全国消費者物価指数の実績値が公表され、物価変動率（対前年比+3.2%）を踏まえ、令和8年4月以降の手当額（月額）は、下記のとおり改定されます。

児童扶養手当		手当月額【改定前】	手当月額【改定後】
本 体 額	全部支給	46,690円	48,050円
	一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
第2子以降 加 算 額	全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円

特別児童扶養手当等		手当月額【改定前】	手当月額【改定後】
特別児童扶養手当	1級	56,800円	58,450円
	2級	37,830円	38,930円
特別障害者手当		29,590円	30,450円
障害児福祉手当		16,100円	16,560円
経過的福祉手当		16,100円	16,560円

※障害の程度や所得状況により支給の対象とならない場合があります。

## ご存じですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

### 【児童扶養手当とは】

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じく（※1）していない児童が育成されている家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

### 【特別児童扶養手当とは】

心身に障害のある20歳未満の児童を監護（※2）している父または母や、父母に代わってその児童を養育（※3）している方に対し、障害をもつ児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

（※1）消費生活上の家計が同一であることを一応の基準としています。

（※2）監督し保護することであり、主として児童の生活について配慮し、日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

（※3）児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持することをいいます。児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合は、手当を受けることができません。また、ご家庭の所得状況によっては、手当を受けることができないことがあります。

手当に関するご相談は随時受け付けています。制度内容や支給額などの詳細は、直接担当までお問い合わせください。

### ▼各手当の支給月について

児童扶養手当：1月、3月、5月、7月、9月、11月

特別児童扶養手当：4月、8月、11月

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当：2月、5月、8月、11月

### 【問い合わせ先】

児童扶養手当、特別児童扶養手当について

子育て健康課 電話42-2111（内線309）

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当について

福祉課 電話42-2111（内線241）

## 有 料 広 告

### つがる市農産物直売所 ～ 出荷会員募集 ～

つがる市農産物直売所では、ご自慢の商品を出荷して下さる方を募集しています！



#### 入会条件

① つがる市民 ② 事業所がつがる市にある法人・個人

#### 入会金・年会費

入会金：10,000円 / 年会費：3,000円

#### 販売手数料

・お弁当 10.5%  
・お総菜

※冷蔵庫を使用しないもの

・野菜 7.5%  
・果物 7.5%  
・山菜 7.5%  
・花  
・菓子などの加工品

※冷蔵庫を使用しないもの

冷蔵庫を  
使用する商品 17.5%

#### 商品の集荷

農繁期や、高齢で免許を返納してしまった等で出荷が困難な場合は、1回につき300円、でご自宅まで集荷に伺います。

#### 申し込み・お問い合わせ

つがる市農産物直売所 TEL：0173-25-2865（担当：成田）

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。